

令和9年度
個人情報保護委員会 重点施策

令和8年8月
個人情報保護委員会

個人情報の適正な取扱いと国民の安心・安全の確保に向け、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の円滑かつ適切な運用等、個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保、国際連携の強力な推進、デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発を柱として、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）及びその推進等のための「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）も踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報等（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。）を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関し、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視・監督等の役割を果たす。

個人情報等を取り巻く新たな課題に対応するための「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和8年法律第56号。以下「令和8年改正法」という。）が令和8年7月に成立したことから、令和8年改正法の円滑な施行に向けて、有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえながら、下位法令等の整備を進める。また、令和8年改正法等の積極的な周知に取り組む。

さらに、国内外における個人情報等の保護・利活用に関する動向やAIの急速な普及を始めとした関連技術に関する動向等を引き続き的確に把握し、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の円滑かつ適切な運用につなげる。

また、個人情報保護政策の企画立案を戦略的に推進する体制の強化や、専門性の高い人材の育成・確保に取り組む。

(1) 令和8年改正法の円滑な施行に向けた取組

① 令和8年改正法の政令、委員会規則、ガイドライン等の策定

令和8年改正法の円滑な施行に向けて、有識者やステークホルダーの意見を十分に踏まえ、政令、委員会規則、ガイドライン等の整備を進める。

② 令和8年改正法の制度改正内容の周知

令和8年改正法の趣旨や改正内容等について、国民、個人情報取扱事業者、行政機関等（行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）にとって分かりやすい資料を作成・公表し、委員会ウェブサイト、X・YouTubeチャンネル・Instagram等の委員会公式SNS及び多様なメディアを活用した積極的な情報発信、説明会・研修会等を実施し、的確に周知

する。

(2) 個人情報等の適正な利活用の推進

① PPCビジネスサポートデスクによる利活用相談支援

PPCビジネスサポートデスクの活動を通じて事業者等から寄せられる法解釈の相談に適切に対応するとともに、個人情報等の適正な利活用方法について積極的に情報発信し、個人の権利利益の保護の要請と事業者等における個人情報等の利活用の要請を両立させる。

② 行政機関等における個人情報等の利活用の支援

行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、その効果的な利活用の促進を図るため、個人情報を取り扱う上での課題や先進的な取組の実施状況等、その実態を踏まえ、必要な調査・検討を行う。

(3) 個人情報等の取扱いに関連する新興技術の把握

AI等の技術革新及び普及が社会全体の中で急速に進み、データの収集・分析等の高度化等による個人情報等を取り巻く環境の急速な変化を適切に把握するため、データ保護と利活用の両立を実現する技術であるPETs (Privacy Enhancing Technologies: プライバシー強化技術) 等の新興技術に関する動向等の調査・研究を行う。

(4) 民間分野における自主的取組の推進

事業者における個人情報の適正な取扱いに関する自主的取組に当たって、データガバナンス体制の構築を促し、リスクベースで適切な対応が図られる環境を整備する。そのための取組として、データガバナンス体制の実現に必要とされる人材のスキルやキャリアパス、PIA (Privacy Impact Assessment: 個人情報保護評価) 等に関する調査・検討を行う。

(5) 認定個人情報保護団体制度の普及・活性化

認定個人情報保護団体(以下「認定団体」という。)の活動水準の更なる向上や認定団体制度の一層の普及のため、認定団体連絡会、対象事業者向け研修会等における情報提供を引き続き行うほか、企業の特定分野に限定した活動を行う団体を認定する制度の周知、認定団体と意見交換等を行う場の設置等、認定団体の活動の充実・改善に取り組む。また、認定団体が策定している指針について、令和8年改正法を踏まえた見直しを支援する。

(6) 行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用に関する取組

行政機関等に対する助言や照会への回答、制度運用に資する情報の提供、地方公共団体の機関の実務に即した研修の実施等、行政機関等における個人

情報等の適正な取扱いを確保するための幅広い支援を行う。

(7)国内外における関連動向等の把握

個人情報保護法に係る主要課題に関して、必要とされる制度的な検討等に資するべく、諸外国の制度や、個人情報等を取り巻く最新の動向等を把握するための調査等を行う。

(8)有識者やステークホルダーとの継続的な意見交換の場

広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見交換を行い、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進するとともに、国内外における個人情報等の保護・利活用、デジタル社会の進展やAIの急速な普及を始めとした関連技術の動向等を把握していくことにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資するよう、「個人情報保護政策に関する懇談会」を年2回程度開催する。

(9)デジタル化の進展等に対応するための体制強化

デジタル社会の進展や、AI等の急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装の動向等を踏まえ、個人情報を含む新たなデータの利活用ニーズ及び顕在化するリスクに適切に対応するため、PETs等の技術的観点に加え、事業者等のデータガバナンス体制の確立等の観点から、個人情報保護政策の在り方を調査・検討する体制を強化する。

また、外部研修への参加、関連資格の取得支援、リスクリングへの支援、他機関への出向等により、事務局職員の能力向上を図るとともに、外部の専門人材を登用することにより、飛躍的な進展を遂げるデジタル技術や高まるセキュリティリスクに対応できるデジタル人材の育成・確保に努める。

2 個人情報及び特定個人情報の取扱いにおける安心・安全の確保

個人情報及び特定個人情報の漏えい等事案の報告に対して、同種の事案が起きないように必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使することや、不断の監視等により発覚した不適正な取扱事案について、適時適切に監視・監督権限を行使することにより、国民の安心・安全を確保する。

また、令和8年改正法により新たに導入される課徴金制度の円滑な施行を始め、個人情報等の取扱いに係る悪質な違反行為を実効的に抑止するための監視・監督体制の強化を図る。

(1) 個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する効果的・効率的な監視・監督の実施

個人情報及び特定個人情報の漏えい等事案の報告に対して、各事案について効果的・効率的に発生原因、再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事案が起きないように機動的に必要な指導・助言、報告徴収・立入検査等の監視・監督権限を行使する。漏えい等事案以外においても、不断の監視等により発覚した不適正な取扱事案について、適時適切に監視・監督権限を行使する。

また、監視・監督権限を行使した事案について、個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いに資するよう、個別事案の概要等を四半期ごとに公表するとともに、必要に応じて注意喚起等を行う。

さらに、令和8年改正法により新たに導入される課徴金制度の施行準備を始め、実効的な監視・監督活動を行うための取組を強化するとともに、個人情報取扱事業者及び行政機関等における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、監視・監督の権限行使の手法改善・高度化及び権限行使等の判断に資する事業者等の時機に応じた実態把握を行う。

くわえて、行政機関等における個人情報保護法の円滑かつ適切な運用のため、その施行状況調査等を行う。

(2) 監視・監督システムによる特定個人情報の不適正利用の早期発見と抑止強化

情報提供ネットワークシステムにおける情報照会状況について、今後の対象業務の拡大や件数の増加に柔軟に対応するため、分析手法の継続的な検証、修正及び改善を行うことで、監視・監督システムによる情報提供ネットワークシステムの監視を適切に実施し、特定個人情報の不適正利用の早期発見と抑止を図る。

(3) 安全管理措置に係る啓発の推進

地方公共団体に対し、個人情報及び特定個人情報の紛失・漏えい事故が発生した想定で初動対応訓練を実施し、担当者の意識・能力向上を図る。

また、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、安全管理措置に関する研修用の教材を作成・配布することや研修等を実施することを通じて、民間事業

者や行政機関等の担当者等の啓発を行う。

(4)特定個人情報保護評価制度の適切な運用

国の行政機関、地方公共団体等に対し、必要な指導・助言、周知等を行うとともに、行政機関の長等の全項目評価書について、適正に審査・承認を行う。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）の3年ごとの再検討を踏まえ、個人情報保護に関する技術の進歩、国際的動向及び評価実施機関の保護評価体制等の実態に鑑み、評価実施機関の負担も考慮しつつ、リスクに応じてより効率的かつ効果的に保護評価を実施できるよう取り組む。

(5)「デジタル・ガバメント」に対応した、マイナンバーの独自利用事務の情報連携の活用促進

国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用事務の情報連携について、制度や効果の周知、未活用団体への訪問等を通じて、活用促進を図る。

(6)総合的な案内所の充実等

事業者及び行政機関等における個人情報等の取扱いに関する問合せや令和8年改正法に関する基本的な質問等に的確に対応できるよう、体制の強化や業務の効率化に取り組みつつ、総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）及びマイナンバー苦情あっせん相談窓口の充実を図る。また、個人情報保護法に関する質問に常時対応可能なAIを活用したチャットボットサービス（PPC質問チャット）についても、引き続き、利便性向上に取り組む。

さらに、これらを通じて把握した情報について、個人情報保護法FAQの充実、ガイドライン等の改正、権限行使など、委員会の各種活動への活用を促進する。

(7)課徴金制度の円滑な施行等に向けた監視・監督体制の強化

令和8年改正法により新たに導入される課徴金制度の円滑な施行を始め、個人情報等の取扱いに係る悪質な違反行為を実効的に抑止するための監視・監督体制の強化を図る。

3 国際連携の強力な推進

デジタル化の進展に伴い、個人情報を含むデータの安全・円滑な越境流通の重要性がさらに増す中、我が国は政府全体として、信頼性のある自由なデータ流通(Data Free Flow with Trust: DFFT)を推進している。特に、個人情報保護及びプライバシーの分野における国際的なDFFTの推進及び具体化について、我が国では委員会が中心となって取り組んでいる。委員会は、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重し、かつ、事業者のニーズを勘案しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

(1) 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築

DFFTの推進及び具体化のため、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することができ、また、そのニーズ等に応じて複数の選択肢から最適な越境移転スキームを選ぶことができる国際環境の構築を目指し、越境データ移転ツールの整備やその普及を促進する。同時に、DFFTへの脅威や経済安全保障上の課題に対応するため、国際的な議論へ積極的に貢献するほか、グローバルスタンダードの形成にも取り組む。

具体的には、①日EU間及び日英間の相互認証の枠組みについて、学術研究分野及び公的部門への対象範囲の拡大を基礎に、相互認証の枠組みの更なる発展に向け、基本的な価値観を共有する他の国及び地域との間において、新たな相互認証の枠組みに向けた協議の開始を目指す、②グローバル越境プライバシールール(Cross-Border Privacy Rules: CBPR)フォーラムへの、関係各国及び地域並びに事業者のより一層の参加拡大に向けた取組等を推進する、③令和8年度中に策定・公表を予定している日本版モデル契約条項(Model Contractual Clauses: MCC)とASEAN MCCやEUの標準契約条項(Standard Contractual Clauses: SCC)等の先行事例との間の相互運用性向上を目的とした比較調査を実施する、④無制限なガバメントアクセス等の個人情報保護を取り巻くリスクへの対応について、こうした脅威に対応するための国際的な議論へ積極的に貢献するとともに、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)プライバシーガイドラインへの反映を始めとする、国際的な枠組みでの取組を継続する。

(2) 関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び新たな構築

関係各国及び地域との枠組みにおいて、国際会議への出席、関係各国及び地域の関係機関等との対話を行い、グローバルな政策立案の議論に積極的に参画する。また、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換並びに協力関係の強化に関する議論等を行うことで、法制度への理解を深めるとともに、国境を越えた執行協力の体制を強化する。

くわえて、事業者による越境事業活動の展開や個人データ移転の増加に対応するため、二国間及び多国間における協力関係の強化及び新たな構築を進めていく。

特に、ASEANを始めとするアジア太平洋地域における個人情報の安全・円滑な越境移転ができる国際環境の構築のため、日本の理念や取組を効果的に発信すべく、令和10年度にアジア太平洋プライバシー機関(Asia Pacific Privacy Authorities: APPA)フォーラムを委員会が主催することを目指し、調査・準備を実施する。

(3)国際動向の把握と情報発信

関係各国及び地域のデータ保護機関等並びに個人データ関連の民間団体及び専門家とのネットワークの構築及び発展を目指すとともに、AI等の技術革新及び社会的課題等への対応について、関連情報又は問題意識について情報交換を図ることで、世界の最新の動向を把握し、我が国の政策立案にいかしていく。

委員会が収集した情報や委員会における取組については、国境を越えて活動する事業者等が利用しやすいように、かつ、関係各国及び地域のデータ保護機関等や海外の有識者等の理解が深まるよう、委員会ウェブサイトや委員会公式SNS等を用いて、国内外に向けて効果的な情報発信を行う。

(4)国際協力分野に係る体制基盤強化と人材育成

国際協力分野に係る体制基盤強化として、業務を適切に実施するための人員の確保を図るとともに、在外公館等の海外への職員派遣の拡大を検討する。また、国際業務に従事する職員の人材育成として、プレゼンテーション、ファシリテーション、情報収集等の能力向上を図る。

4 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として、令和8年改正法の制度改革内容の周知を的確に行うとともに、デジタル社会において個人情報等が適正に取り扱われるよう、監視・監督活動や相談対応等を通じて把握した課題等について、積極的に情報発信を行う。

また、消費者・生活者を始めとして、広く国民を対象に、「個人情報リテラシー」を高めるための広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開する。さらに、関係機関と連携した周知等、広報・啓発の充実を図る。

(1) 令和8年改正法の制度改革内容の周知(再掲)

令和8年改正法の趣旨や改正内容等について、国民、個人情報取扱事業者、行政機関等にとって分かりやすい資料を作成・公表し、委員会ウェブサイト、X・YouTubeチャンネル・Instagram等の委員会公式SNS及び多様なメディアを活用した積極的な情報発信、説明会・研修会等を実施し、的確に周知する。

(2) 法制度の内容の周知及び個人情報保護制度に関する司令塔としての発信力強化

委員会が個人情報保護制度に関する司令塔として、積極的な情報発信を含め、広報活動を展開するとともに、行政機関、地方公共団体、事業者や関係団体とも緊密に連携し、法制度の意義や個人情報等の取扱いについて、各主体の研修機会での情報提供や解説動画の配信等、多様な媒体を用いて周知・啓発に積極的に取り組む。

(3) 「個人情報リテラシー」を高める広報・啓発活動を訴求対象に応じて効果的に展開

広く国民を対象に、「個人情報を考える週間」の設定と集中的な広報活動により、個人情報の重要性について意識の向上を促す等、消費者・生活者、こども等の各層に対して、委員会ウェブサイト、委員会公式SNS及び多様なメディアを活用し、訴求対象に応じた効果的な手法により、国民の「個人情報リテラシー」を高める取組を推進する。

特に、こどもについては、主に小中学生を対象とした個人情報保護の大切さを伝える出前授業を実施するとともに、教職員や地域人材等が個人情報保護に関する授業を実施できる教育コンテンツ(教材及びマニュアル)の学校教育現場等への普及を図る。また、こども向け広報キャラクターを活用した情報発信等を実施するとともに、小学生から高校生までを対象として、個人情報保護の重要性や個人情報の有用性について考えることを目的とした「個人情報に関する作文コンクール」を新たに実施するなど、こども向け啓発の取組の一層の充実を図る。

さらに、特殊詐欺対策の一環として、警察庁と連携し、特殊詐欺事案における個人情報保護についての理解を深めるための広報活動を実施するとともに、全国の消費生活センター等の関係機関と連携した取組を進める。